

市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風や地震による建築物の瓦屋根の被害を軽減するため、法令を遵守し、瓦屋根の改修を行う者に対し、予算の範囲内でその費用の一部を補助することについて、市原市補助金等交付規則（昭和38年市原市規則第39号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 瓦屋根 粘土瓦又はセメント瓦で施工された屋根をいう。
- (2) 資格者 瓦屋根診断技士、瓦屋根工事技士、かわらぶき技能士、一級建築士、二級建築士又は木造建築士のいずれかの資格を有する者をいう。
- (3) 調査 資格者が、令和2年国土交通省告示第1435号により改訂された昭和46年建設省告示第109号の規定（以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う建築物の瓦屋根の調査をいう。
- (4) 補助対象建築物 次のアからウまでのいずれにも該当する建築物をいう。
 - ア 令和3年12月31日以前に建築された市内に存する建築物
 - イ 固定資産税の評価を受けている建築物
 - ウ 告示基準に適合していない瓦屋根を有する建築物
- (5) 改修 次のア又はイのいずれかに該当する改修をいう。
 - ア 告示基準に適合する瓦屋根への全面改修
 - イ スレート屋根又は金属屋根等への全面改修

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物の瓦屋根の改修を行うものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、瓦屋根の建築物を所有し、又は管理している者その他これらに類する者（以下「所有者等」という。）として市長が認める者とする。ただし、次に掲げる場合は補助対象者とししない。

- (1) 市税を滞納している場合
- (2) 所有者に市税の滞納が無いことを確認できない場合

- (3) 所有者から補助金の交付を受けて改修を実施することの同意が得られない場合
- (4) 補助対象事業に要する経費の全部又は一部について、補助金、助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けた場合
- (5) 補助対象事業を建築物の販売を目的として行う場合
- (6) 自己所有の瓦屋根の建築物を自ら改修する場合
- (7) 市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等及び同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者である場合
- (8) その他市長が不相当と認める場合
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、屋根面積に24,000円を乗じた額又は改修に要した経費のいずれか低い額に23パーセントを乗じた額とし、552,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助対象者は、補助対象事業に係る契約の締結前に、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記第2号様式）
- (2) 瓦屋根現況調査報告書（別記第3号様式）
- (3) 現況写真
- (4) 案内図
- (5) 改修の内容及び屋根面積が分かる図面等
- (6) 改修に要する経費が分かる見積書の写し
- (7) 所有者等であることを証する書類
- (8) 補助対象建築物が固定資産税の評価を受けていることを証する書類
- (9) 所有者及び交付申請を行う補助対象者の市税の完納を証する書類
- (10) 誓約書（別記第4号様式）
- (11) 同意書（別記第5号様式）（交付申請を行う補助対象者以外の所有者がいる場合）
- (12) 委任状（代理人に委任する場合）

(13) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第8条 市長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、交付を決定したときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付決定通知書（別記第6号様式）により、申請を却下するときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付申請却下通知書（別記第7号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合には、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告すること。

(2) その他市長が必要とする条件

(事業の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更又は中止しようとするときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金変更・中止申請書（別記第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、当該変更に係る事業の着手前に、市長に申請し、承認を受けなければならない。

(1) 第7条各号に掲げる添付書類のうち変更に係る書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を承認したときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金変更・中止承認通知書（別記第9号様式）により、申請を却下するときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金変更却下通知書（別記第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業完了報告書（別記第11号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 屋根工事完了確認書（別記第12号様式）

(2) 施工写真

(3) 補助事業に係る契約書又はこれに類するものの写し

(4) 補助事業に要した経費の領収証の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の報告は、補助事業完了の日から起算して30日を経過する日又は第8条第1項に規

定する決定を受けた日の属する年度の1月31日のいずれか早い日までに行うものとする。

ただし、市長が特に認めた場合は、市長が定めた日までに報告を行うものとする。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金確定通知書（別記第13号様式）により、当該報告を行った補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付請求書（別記第14号様式）により市長に請求しなければならない。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、又はその他補助事業に関し法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したときは、第8条第1項に規定する交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第8条第1項の規定による交付決定を受けた着手予定日から、1月を経過しても補助事業に着手しないとき。
- (2) 第9条第1項の規定により事業の中止を申請したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) 市長が不適當であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金交付決定取消通知書（別記第15号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、補助事業者が既に補助金の交付を受けているときは、市原市瓦屋根耐風改修促進事業補助金返還命令書（別記第16号様式）により、当該取消しに係る補助対象者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業者の責務)

第15条 補助事業者は、この要綱に基づく補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、補助金を受領した日から起算して5年間、屋根の撤去を伴う工事を行ってはならない。ただし、市長が補助事業者の事情等を勘案し、やむを得ないと認めるときはこ

の限りでない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。